

3 - 5 . つつじが丘地区 景観形成基準

(1) 景観形成の基本的な考え方

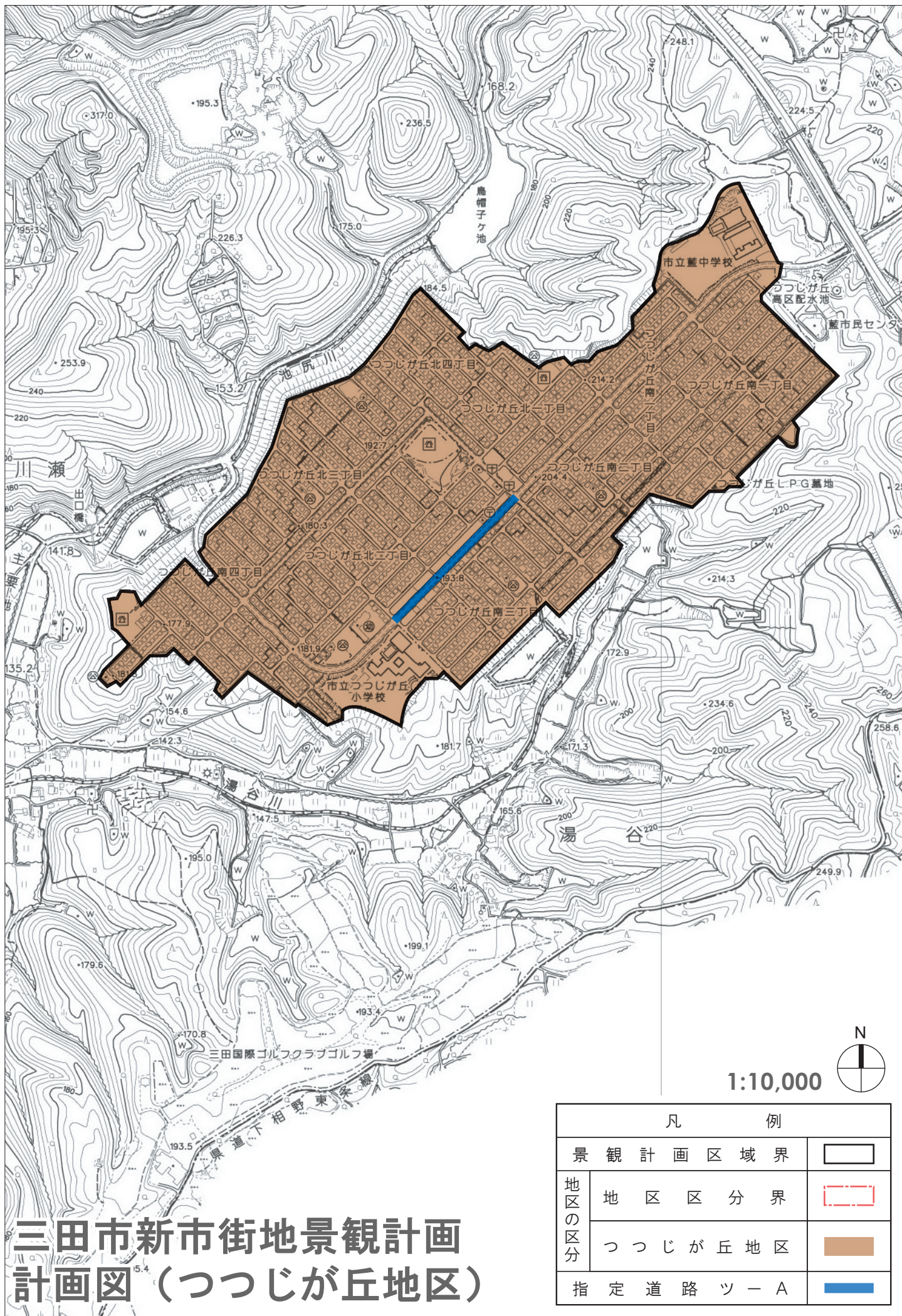
当地区は、民間大規模開発により道路等公共施設が計画的に整備された住宅地で、戸建住宅を中心とした街並みが見られる。西へ向かって緩やかに傾斜した地形にあり、大半の住宅に設けられた勾配屋根によって背景の山並みと調和した屋根並みを有している。また、市道大川瀬上相野線沿道では、賑わいを演出する建築物の意匠や色彩の統一等も見られている。

こうした景観特性の継承を当地区の景観形成の基本的な考え方とし、次項に示す景観形成基準を定める。



(2) 景観形成基準

項目	対象規模	基準
建築物の敷地の利用	すべて	歩道のある道路に接する敷地境界には車両の出入口を設けてはならない。
		高さ1mを超える地盤面の変更をしてはならない。ただし、出入口及び車庫の築造その他これらに類する場合にあってはこの限りでない。
建築物の形態・意匠	すべて	指定道路ツ - Aに面する敷地では、建築物の基調となる色の範囲は日本工業規格 Z8721(マンセル値)において概ね次のとおりとする。 (1) R、YR系の場合は彩度6以下 (2) Y系の場合は彩度4以下 (3) その他の場合は2以下
		指定道路ツ - Aに面する敷地以外の敷地では、建築物等の色彩、形態等は健全な住宅地にふさわしいものとしなければならない。
建築物の敷地の緑化	すべて	敷地内は周辺の環境の調和を図るように緑化を行い、特に道路に面する側は生垣等の植樹に努めなければならない。
垣・柵の位置の制限	すべて	指定道路ツ - Aに面する敷地の部分に、垣又は柵を設置してはならない。



三田市新市街地景観計画 計画図^{5.4}（つっじが丘地区）

1:10,000



凡 例		
景観計画区域界		
地区の区分	地区区分界	
	つっじが丘地区	
指定道路ツ-A		